

地方三団体提出資料

提出資料	団体名	ページ
全国知事会提出資料	全国知事会	1～24
全国市長会提出資料	全国市長会	25～32
全国町村会提出資料	全国町村会	33～38

地方分権改革に関する 提案募集に係る意見

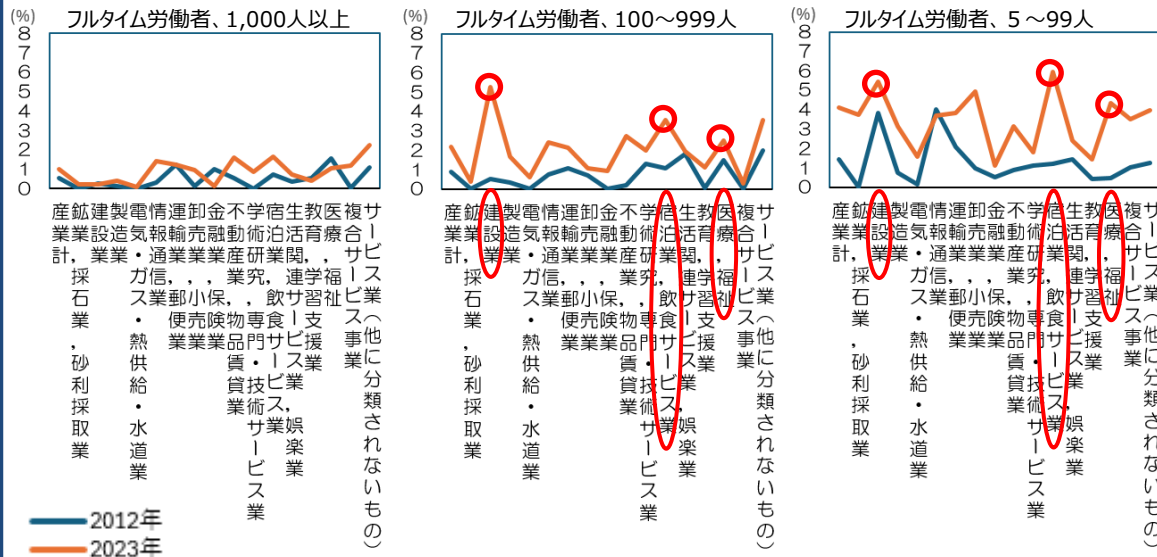
【地方三団体ヒアリング】

令和8年8月3日
全国知事会

人口構造と人材不足の現状

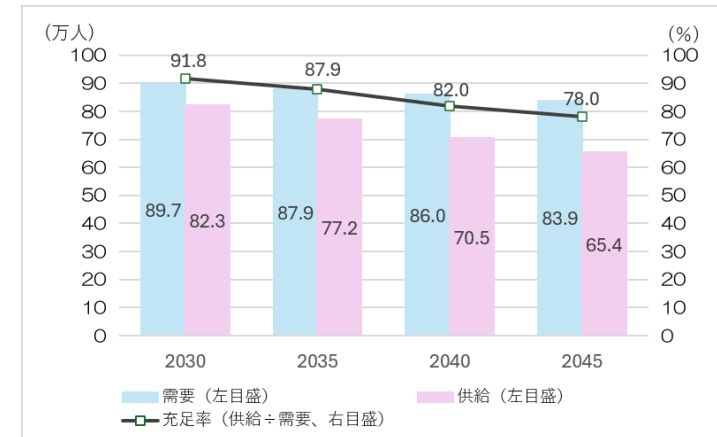
- R7国勢調査（速報）では、前回調査から人口が309万6575人減少
- 人口に占める65歳以上の高齢者の割合は29.4%と過去最高（R7.9時点）
- 15～64歳人口は7340万9千人で、前年同月から約20万人減（R8.1.1時点）

○企業規模別・就業形態別・産業（大分類）別欠員率



厚生労働省「令和6年版 労働経済の分析 - 人手不足への対応 -」より作成

○地方公務員不足の将来推計（市町村）



R6.2.22 デジタル行財政改革会議（第4回）資料1より作成

社会保障関係分野や建設分野等で
人材不足問題が深刻化

地方公務員数の減少により
必要数に対する充足率が低下

人材不足を背景とした令和 8 年度の提案内容の傾向

様々な業種において人材不足が顕在化

法令で定める全国一律の基準により、
地域の実情に応じた人材確保が困難

自治体の裁量を拡大し、地域の実情に
応じた対応を可能にしてほしい

③ (具体例)

- 人員・施設運営基準、資格要件等の見直し
 - 福祉施設における人員基準、サービスの算定基準の見直しを求めるものが多数
 - 他に、条件不利地域での人員基準等の緩和を求めるものなど
- 国から自治体への権限移譲
 - 件数は数件程度
 - 事務の迅速化をめざして移譲を求めるものなど
- 補助金等の要件緩和や運用見直し
 - インフラ整備や防災など、緊急性の高い事業や、交通空白の解消など、人口減少地域での事業に対する補助金に関するものが多数

公務の現場において人材不足が顕在化

膨大な行政サービス需要に
対応しきれない懸念が増大

業務効率化を進め、自治体における事務
処理能力を向上させたい

(具体例)

- オンライン化・システム等整備
 - マイナンバーや住基ネットの利用範囲拡大を求めるものなど
- 国による事務の一括処理や経由事務の廃止
 - 年間600時間を超える事務が発生しているものなど、負担の大きいものが多い
- 自治体間の広域連携や事務の外部委託の円滑化
 - 地理的条件で不利な自治体からの提案など
- 手続の合理化・迅速化による住民・事業者の利便性向上
 - 各種手続きに必要な書類の廃止・簡素化など

管理番号95（共同提案）

看護師学校養成所の専任教員配置基準の弾力化

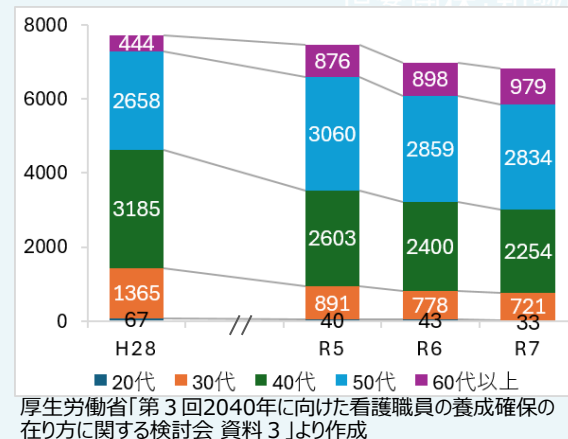
支障内容

定員割れや閉校予定などの状況にかかわらず、各養成所に専任教員を8人配置せねばならず、柔軟な運営が困難となっている。

定年後再任用者や定年延長者を専任教員として配置し、60歳以上の専任教員が半数近くを占める養成所もある。

また、養成所内の若手職員に専任養成の資格取得のため講習会を受講させたいが、人員体制に余裕がなく、代替要員を確保することが難しい。

○ 年代別専任教員数



提案内容

定員減や閉校予定などの実情に応じて、オンライン講座の導入等により配置基準を弾力化する。

制度改正による効果

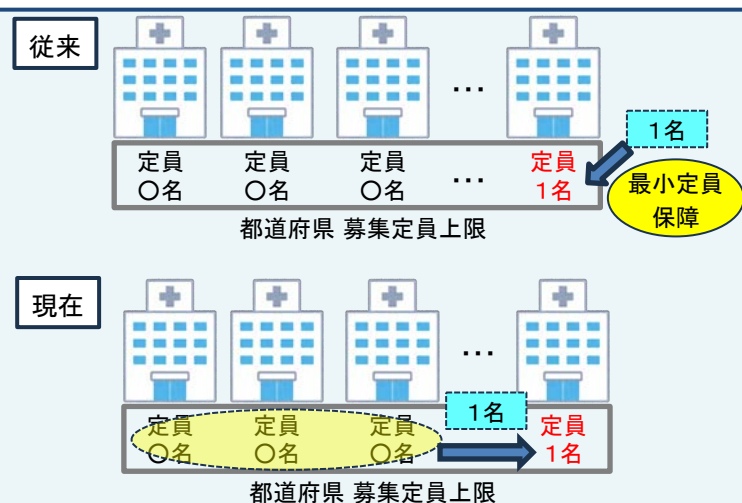
専任教員を地域間で有効活用することが可能になる。人員体制の柔軟化により、若手職員を専任教員養成研修に計画的に派遣できるようになり、専任教員の計画的な確保が可能となることで、養成所の安定・継続した運営につながる。

管理番号360

臨床研修病院における研修医の定員設定基準の緩和

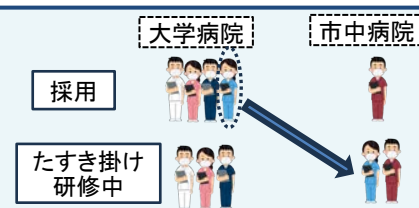
支障内容

臨床研修病院では2人以上の研修医の継続的な受入れが求められるところ、近年、各県の研修医の定員上限数や医学部定員が削減される中、R7年度には偏在是正強化の名目で最小定員保障も廃止され、県内の各病院への研修医の配分は困難さを増している。このような状況は、医師少数区域を抱える県（医師多数県か否かを問わず）で顕著であり、地域の医療体制を弱体化させている。



提案内容

臨床研修病院における研修医の定員設定基準を緩和し、「たすき掛け研修」を活用した上で1人配置を可能とする。



制度改正による効果

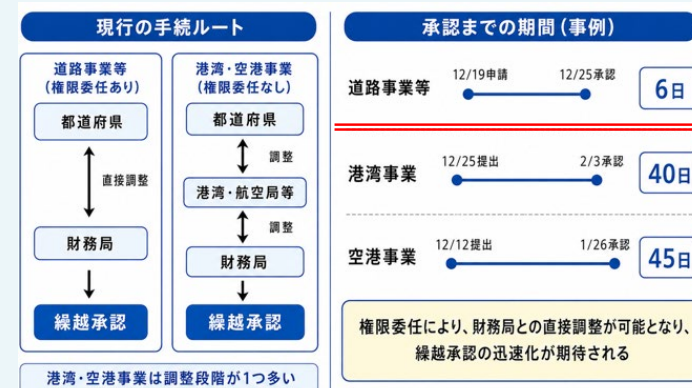
1人の定員設定（たすき掛け研修により実質2人）が可能となることにより、地域医療の確保や研修医のキャリア選択の充実に繋がる。

管理番号193（共同提案）

会計法第48条に基づく繰越事務の国から都道府県への権限委任

支障内容

国土交通省では、道路局等は繰越・翌債手続に関する権限を都道府県へ委任している一方、港湾・航空局では委任していないため、港湾・空港事業では都道府県と国との調整を経て財務局の承認を得る必要がある。承認までに時間を要する結果、補正予算事業などで繰越承認後まで入札が行えず事業着手が遅れるほか、承認が間に合わず入札中止となるおそれがある。



提案内容

港湾・航空関係事業についても、繰越事務を都道府県へ権限委任する。

制度改正による効果

早期に繰越承認が得られることにより、速やかに発注事務に移行でき、早期事業効果発現が期待できる。

管理番号237（共同提案）

長期高度人材育成コースの委託先選定の要件緩和

支障内容

長期高度人材育成コースでは、委託先選定要件として「正社員就職率80%以上」が求められているところ。准看護師養成コースでは、修了後に正看護師を目指し、就職しながら進学するケースがあるが、正社員就職に該当しないため要件達成が困難となっている。

要件未達によりコース継続が困難となり、人材育成機会の喪失が懸念される。

提案内容

地域の人材需要や業界事情を踏まえ、柔軟な運用を可能とするよう求める。

制度改正による効果

訓練コースの安定的な継続が可能になるとともに、地域の実情に応じた人材育成が促進され、人材育成医療分野等の人材育成の機会が充実される。

管理番号237（共同提案）

長期高度人材育成コースの委託先選定の要件緩和

基準により発生している支障（島根県の事例）

- 就職実績の要件が未達成となったコースを委託先として認めないとする事例があった。
（例） 2年連続で実績要件を満たしていなかったコースについて、令和6年度におけるコースの設定協議の際、設定を承認する回答と合わせて、「仮に令和7年度開校における実績要件を満たさなかった場合、当該コースの設定協議は認めないこととする。」との文書による通達があった。

○看護教育制度図（概念図抜粋）

看護師国家試験受験資格



3年以上の実務経験又は
高等学校等卒業者

7年以上の実務経験

准看護師試験受験資格
（都道府県実施）

准看護師養成所・高校
※養成所は2年、高校は3年
172校 6,700人 (1学年定員)
3,603 (入学者数)

松江市医師会・松江看護高等専修学校からの要望内容

対象者が松江市看護高等専修学校から、直ちに松江高等看護学院に進学し、その卒業後に要件を満たす就職をした場合も対象としていただきたい。

管理番号237（共同提案）

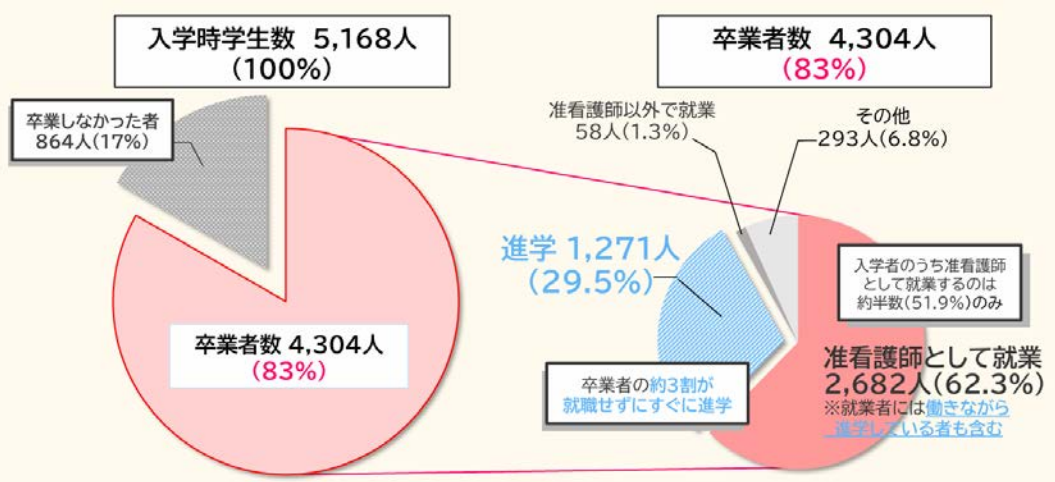
長期高度人材育成コースの委託先選定の要件緩和

准看護師養成課程修了者の進路及び求人状況

- 准看護師として働き、実務経験を積みながら看護師試験合格を目指している者が多い。
→准看護師養成所の卒業生のうち、3割は正看護師を目指して進学。
- 准看護師の求人数は看護師の求人数に比べて圧倒的に少なく、准看護師よりも正看護師が求められている状況。

6

○准看護師養成所の卒業状況



出典：厚生労働省「看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査」（2025年度）

○准看護師求人状況

	看護師 (人数)	准看護師 (人数)
病院	68,173	4,071
診療所	16,672	1,370
助産所	0	0
介護・福祉関係*1	33,463	3,442
訪問看護ステーション	21,565	261
都道府県・保健所	198	0
市町村・保健センター	399	1
保育園・幼稚園	2,169	57
会社・事業所	1,757	91
健診センター・労働衛生機関	2,572	74
小学校・中学校・高等学校（養護教諭）	346	1
学校・養成所等	2,774	7
その他*2	7,554	121

出典：2024（令和6）年度 ナースセンター登録データに基づく看護師の求職・求人・就職に関する分析報告書

*1 介護・福祉関係：介護医療院（Ⅰ・Ⅱ型）、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、デイサービス・デイケアセンター、在宅介護支援センター、ケアハウス・グループホーム・有料老人ホーム、地域包括支援センター、その他居宅介護支援事業所、その他社会福祉施設、の合計

*2 救護（イベント等）、個人（自宅などで看護職を必要としている方）を含む

管理番号81

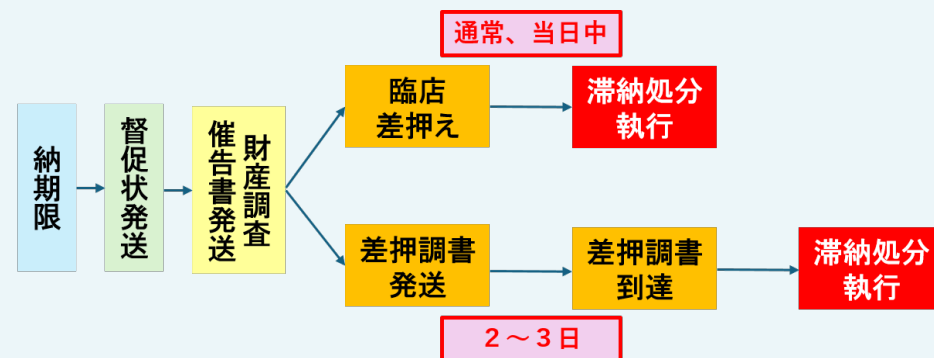
預金及び保険の差押手続きのオンライン化

支障内容

預金・保険の差押手続では、金融機関等へ債権差押通知書を書面送達する必要があり、印刷・封入・郵送や窓口持参など、職員・金融機関双方の負担が増大するといった支障が生じている。

また、郵送による送達の場合、到達までに日数を要し、差押の着手が遅れることで、財産隠匿などのリスクが高まるといった課題もある。

○ 滞納処分までの手続き



提案内容

債権差押通知書について、金融機関等が専用ポータル等を通じて受領できる電子送達を可能とする。

制度改正による効果

印刷・郵送・臨店等の事務負担が軽減され、滞納整理業務の迅速化・効率化が図られる。また、金融機関側でも本店等での一元的な処理が可能となり、業務負担の軽減や窓口混雑の解消につながる。

管理番号270

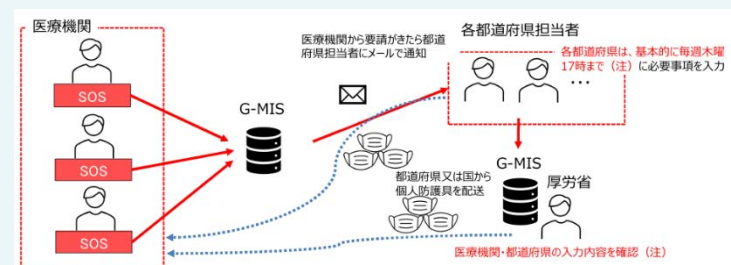
新興感染症発生時のために備蓄している個人防護具の医療機関等への配布に係る都道府県 経由事務の廃止等

支障内容

国備蓄の個人防護具配布に際しては、都道府県が周知、申請取りまとめ、照会対応等を担っているが、配布対象施設が多数に及び、都道府県の事務負担が大きい。また、医療機関からの問い合わせに都道府県が回答できず、二重対応が発生している。

(参考) 緊急配布要請

緊急配布要請では医療機関が直接G-MISに入力



厚生労働省「緊急配布要請(SOS)操作マニュアル Ver1.10」

提案内容

国がオンライン申込フォームを設置して医療機関等から直接申請を受け付けることとし、都道府県の役割を周知業務に限定する。

制度改正による効果

都道府県の事務負担の解消につながるるとともに、医療機関等が問合せを複数箇所に行う必要がなくなり、利便性が向上する。

管理番号135

会計管理者等が直接収納した現金の指定公金事務取扱者への払込みを可能とすること

支障内容

地方自治法施行令上、会計管理者等が直接
収納した現金の払込みは指定金融機関等に限ら
れ、指定公金事務取扱者として指定したコンビニ
エンスストア等には利用できない。

は 遠方の金融機関への移動・待ち時間が職員負
担や窓口対応の支障となり、現金輸送・保管リス
クも生じている。

(参考)金融機関の国内有人店舗の廃店数は'19～'23の5年で3000店超
杉山敏啓・中川忍(2024)「銀行業の国内有人店舗の存続・廃店の状況と影響要因：
1992～2023年」社会科学論集 172, pp.65-93

○ 事例：船橋市における公金収納に関する出先機関からのアクセス

施設名称	利用金融機関			最寄りコンビニエンスストア		
	距離	徒歩片道	自動車片道	距離	徒歩片道	自動車片道
看護専門学校	2.5km	32分	7分	350m	5分	2分
動物愛護指導 センター	6.7km	1.5時間	20分	900m	12分	2分
芝山出張所	1.5km	12分	6分	260m	4分	2分
青少年会館	3.2km	40分	14分	900m	12分	4分
総合教育 センター	3.8km	48分	22分	650m	9分	5分

※ 自動車片道の時間には、渋滞等の時間を含まない
船橋市 会計課作成

提案内容

会計管理者等が収納した現金を、コンビニ等（指定公金事務取扱者）へ払い込めるよう法令改正する。

制度改正による効果

出先機関の職員の移動・待ち時間を短縮し、職員負担や来庁者対応への影響を軽減できる。現
金輸送距離や時間外保管も減り、事務効率化・市民サービス向上・安全性確保につながる。

管理番号300

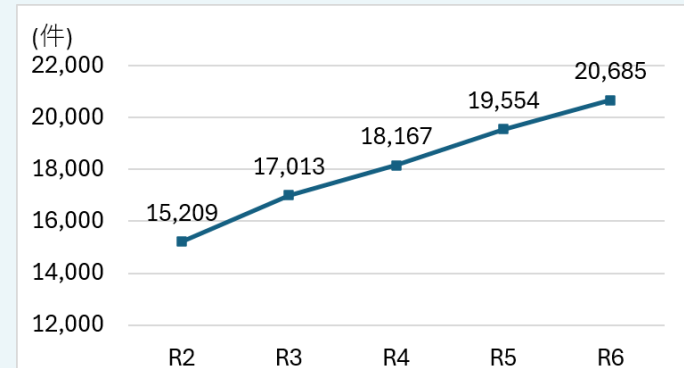
建設リサイクル法の解体工事業登録に係る都道府県の審査に必要な建設業許可及び在留資格等の情報の閲覧を可能とする環境整備

支障内容

解体工事業者の登録審査に必要な過去の建設業許可情報は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」では確認できず、都道府県へ個別照会が必要である。

また、外国籍の技術管理者の過去の在留資格等は本人が開示請求により資格証明書類を取得する必要があるが、手続に負担がかかり、日数を要するため、本人が開示請求の求めに応じないなど、審査事務の遅延等が生じている。

○解体工事業者登録件数の推移



環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書」(R4～R8年版)

提案内容

過去の建設業許可情報を確認できるようなシステムや、在留資格・就労資格情報を行政機関間連携で確認できるシステムを整備する。

制度改正による効果

解体工事業者の登録にかかる審査の効率化、時間短縮及び申請者の負担軽減に繋がる。

管理番号213

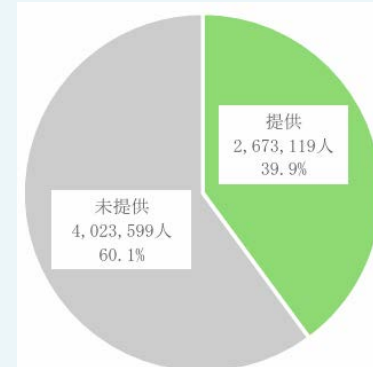
避難行動要支援者名簿に係る同意取得時期の見直し

支障内容

平時に避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に情報提供するには本人同意が必要であり、多くの自治体は、要支援者の登録後に確認を行っているが、郵送確認では返信が少なく、同意率は全国的に40%台にとどまる。

は 障害者手帳や要介護認定の申請・交付時に窓口で同意確認を行う事例も紹介されているが、障害者手帳等と災害対策基本法の所管が異なることから、福祉部所管の窓口での取組が進んでおらず、同意率の向上につながらない。

○避難支援等関係者への名簿提供状況



n=6,696,718（全名簿掲載者数）

消防庁、内閣府「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果（R8.4.1時点）」

提案内容

本人又は代理人が来庁する障害者手帳や要介護の認定申請・交付時に同意確認を実施することを、指針等において内閣府及び厚労省から強く促すことを求める。

制度改正による効果

当事者が後日確認を求められることがなくなり、また、確認漏れ等が少なくなることが期待される。

首長本人の意思によらない退職に関する制度改革

支障内容

現行の地方自治法上、地方公共団体の長の退職には自らの意思表示が必要となっており、不慮の事故や疾病等により首長の意思表示が不可能な状況での退職の方法がない。

今般、次頁のような本人による意思表示ができない事案が発生し、やむを得ず不信任決議による失職となった事態が生じている。

本来、不信任決議は執行機関と議決機関の対立抗争の解消を目的としており、対立抗争はない中での決議は必ずしも適切ではない。

提案内容

回復が見込めない状況が相当程度長期にわたる蓋然性が高いと認められる場合には、適切にその退職等が認められるよう、必要な制度の整備を求める。

制度改革による効果

高齢化により同様の事案が増えることも想定される中、退職に係る手続きを円滑にすることにより、行政運営の円滑化にも繋がる。

首長本人の意思によらない退職に関する制度改革

経緯

八郎潟町長が公務中に体調不良を訴え、緊急手術となり、その後意識不明の状態。



家族から退職の申し出があったが、副町長は地方自治法上無効との見解を説明し、「議会の不信任決議が最も迅速な手段だ」と述べた。これを受けて、令和8年4月28日、町議会は不信任案の提出を全会一致で決めた。



同年5月8日、不信任決議が可決され、失職することとなった。同年6月5日、副町長から県に対し、意思表示が困難な首長の退職を可能とする特例新設等を求める要望書を提出。

総務大臣

「どのような状態であれば本人意思表示がない中で失職とすることが許容されうるか、その該当性をどのように判断するかなど、様々な論点がある。」

「今までこういった事例がなかったのが不思議だった」「何らかの対応が必要と受け止めている」

(以下、参考資料)

令和 8 年地方分権改革に関する提案募集に係る 全事項に共通して国に対処を求める意見

○各府省からの第 1 次回答において、現行規定により対応可能であるとされたものについて、要綱等においてその旨を明確にするなど提案主体の納得が得られるよう具体的な作業スケジュール等を示しながら、説明責任を果たすこと。

19 ○事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。

○特に財源措置については、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。

○地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制のうち、地方側の課題意識が強い分野については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」のように、制度的な課題として捉え抜本的な見直しを行うこと。

1 国と地方のパートナーシップの強化

(3) 提案募集方式の見直し

- ・ 「提案募集方式」は、地方分権改革の手法として一定の役割を果たしているが、地方の意欲と知恵を十分に活かせるよう、個々の提案への対応にとどまらず、同様の課題を持つ類似業務の見直しにもつなげる等、制度を拡充すること。
- ・ 「実現できなかったもの」とされた提案については、今後、地方から支障の根本的な解決が必要とされた場合には、再度検討対象とし、改めてその実現に向けて尽力すること。
- ・ 提案の検討及び提案後の調整に当たっては、具体的な支障事例や制度改正の効果などの立証責任を地方のみに課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を十分に果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行う方式とすること。
- ・ これまでの対応方針において、「検討を行う」又は年次を示して「結論を得る」とされた事項について、今後の検討において重点事項として取り上げるなど、政府全体として適切なフォローアップを行い、提案の実現に努めるとともに、その結果については地方に速やかに情報提供すること。

2 社会経済情勢に応じた国と地方の役割分担の実現

(4) 全国一律の基準で実施する事務のあり方を見直し

- ・ 自治体間での画一性・共通性が高く、専門性も求められる事務については、国と地方公共団体による共同実施、地方公共団体から第三者機関への委託、地方共同法人による実施等を検討すること。
- ・ 例えば各種の給付金、補助金の交付事務や国家資格に係る事務など、国が制度設計や運用ルールを一元的に定めているものについては、国における一括処理やオンライン化などを通じて効率化を図るとともに、その事務について「権限」と「責任」を持つ主体を可能な限り一致させること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」(抜粋) R8.7.16決議 (2/5)

(5) 経由事務の見直し

- ・ 各種申請・調査等の行政手続における地方公共団体の経由事務については、人口減少社会に対応した地域づくりやデジタル化による国民の利便性向上、地方公共団体の業務効率化等を図る観点から、地方の意見を十分に反映した上で、地方公共団体への情報共有にも配慮しつつ、横断的かつ抜本的な見直しを行うこと。
- ・ オンライン申請が可能な行政手続の中でも、事務の一部で紙による経由が存置されている例（国家資格に係るデジタル資格者証の運用等）もあるため、オンラインで手続が完結できる制度・システムへの移行を検討すること。

(6) 事務・権限の円滑な移譲等

- ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねていくという基本的な考え方に基づき、受け皿としての広域連合の活用も含め、国から地方への事務・権限の移譲についても、引き続き取り組んでいくこと。なお、広域連合を活用するに当たっては、国と広域連合とが協議により調整を行う仕組みを構築すること。
- ・ 事務・権限の移譲などを円滑に進めるため、財源措置、権限移譲などのスケジュール、研修の実施やマニュアルの整備などについて、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を早期に進めること。特に、地方が十分な予算・人員を確保して住民サービスを確実に提供できるよう、移譲に伴って生ずる新たな財政需要の内容を具体的かつ早期に示すとともに、それらに対応する財源を確実に措置すること。
- ・ 適正な法執行の観点から、条例の制定改廃が必要となる場合等においては、地方公共団体に対し、事前に情報提供を行うほか、十分な準備期間を確保し、政省令の整備を行うこと。

3 自立した地方への更なる前進

(1) 自治立法権の拡充・強化

- ・ 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう、義務付け・枠付けの緩和、法令の統廃合や簡素化、規律自体の削減などにより過剰過密な法令を見直し、自治立法権の拡充・強化を図ること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」(抜粋) R8.7.16決議 (3/5)

- ・ 新たな立法により、地方が実施しなければならない計画等の策定をはじめとする事務事業の増加や、「従うべき基準」の新設といった状況が生じている。このため、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において示された「義務付け・枠付けに関する立法の原則」の法制化、政府における「チェックのための仕組み」の確立など、新たな事務事業や義務付け・枠付けが必要最小限のものとなるための仕組みを構築すること。
- ・ 地方が自らの判断と責任において、地域の実情に応じた施策を実施できるように、国の過剰な関与や規制については、国と地方で課題意識を共有し、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(以下「ナビゲーション・ガイド」という。)のように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成すること。

(2) 「従うべき基準」の見直し

- ・ 国が地方の自主性を著しく制限する「従うべき基準」については、原則として新たな設定は行わず、既に設定された基準については廃止又は参酌基準化することなどによって、多様な地域の実情に応じたルールづくりの役割を地方公共団体に委ねること。
- ・ また、「従うべき基準」の見直しを進めるに当たっては、ナビゲーション・ガイドのように、国が自ら制度の検討・見直しを行っていくルールを作成するなど、地域の実情に合った施策の実施が可能となるようにすること。
- ・ なお、全国一律の基準で実施する必要がある事務等の基準については、実質的に地方に裁量の余地がなく、条例制定に係る負担のみが生じるため、条例委任を廃止すること。

(3) 計画策定等の見直し

- ・ 本来、地方公共団体における計画等の策定は、地域の課題や現状を踏まえ、住民と合意形成を行い、地域全体で主体的な取組を進めるために活用すべきものである。しかし現実には、依然として計画等の策定を新たに義務付ける法令の規定が創設されているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化により、国の過剰な関与が存在し、その対応に多大な労力を要するといった課題がある。各府省においては、政策立案や法案作成の都度ナビゲーション・ガイドの順守状況を内閣府に報告するなど、当該ガイドが実効性を持つように運用するとともに、地方の意見を十分に反映しつつ、計画等の策定による地方の負担の軽減に資する具体的な取組を進めること。

全国知事会「地方分権改革の推進について」(抜粋) R8.7.16決議 (4/5)

- ・ 法令等の見直しと併せて、現在は計画等の策定を通じて財政措置を行っている各政策に関して、引き続きその政策目的を達成するために必要な財源保障を行うこと。
- ・ ナビゲーション・ガイドの対象となっていない議員立法についても、当該ガイドの趣旨に鑑み、計画等の策定を求める法令の規定や通知等は原則として新たに設けないこととし、事前のチェックを行うこと。
- ・ また、既に法令で計画策定が義務付けられているものについても、ナビゲーション・ガイドの趣旨に基づき、義務付けを廃止するよう不断の見直しを行うこと。

(4) 補助金等における国と地方の関係の見直し

- ・ 義務付け・枠付けの緩和等が実現した場合であっても、財政的な措置が不十分であれば、補助金等を通じて実質的に国に縛られたり、法令の規律密度の緩和が財源保障を弱めたりしてしまう懸念もあるため、地方公共団体が自主的な判断に基づき、地域の実情に応じた施策を実施できるよう、適切な財源保障を行うこと。
- ・ 国の出先機関が直接実施している事業や、国が都道府県を介さず市町村や民間事業者などに直接交付している補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）のうち、都道府県が地域の実情に応じて実施・調整する必要があるものは、都道府県を実施主体にするか、又は都道府県に交付すること。
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条に基づき都道府県の知事の同意の下で事務が行われる補助金については、不同意により市町村が補助を受けられなくなる懸念から、実質的に不同意が困難である。当該補助金のうち、国が直接実施することが効果的・効率的なものについては、国の直接執行を検討するなど、制度の見直しについての議論を深めていくこと。
- ・ 国の補助金等を財源の一部とする地方公共団体の補助金等において、事業者の不正等に起因した国庫返還金や償還期限が到来した個人への貸付金を当該事業者や個人から徴収することが困難な場合、地方公共団体が代わりに国庫に返還しなければならない取扱いとなっている事例がある。こうした取扱いは、国と地方の費用負担のあり方として適切ではないため、制度の見直しを行うこと。 また、不正を働いた事業者に対し、地方公共団体が訴訟を提起して支出した補助金を回収する場合もあるが、現行制度では回収した補助金は国庫に返納しつつ、訴訟に要する弁護士費用等は地方公共団体が負担することとなる。こうした取扱いは、地方公共団体による不正事案への厳正な対応を躊躇させるおそれがあるとともに、地方公共団体のみが被害回復のための費用を負担することとなり不適切である。したがって、訴訟や債権回収に要する費用については、地方公共団体が過度な負担を負うことのないよう、国による財政支援を行うこと。

5 地方分権改革を推進するにあたり、さらに検討を深めるべき事項

- ・ 従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系全体との整合性や個別法の趣旨目的などを踏まえつつ、地域の実情に応じた施策を地方が実施できるよう、法令の規律密度の緩和による自治立法権の拡充・強化と併せて、罰則のあり方についての検討も含め、引き続き法律と条例の関係についての議論を深めていくこと。
- ・ 地方分権改革のこれまでの成果の上に立ち、国の立法プロセスに地方の声を一層反映していくとの観点から、憲法改正に向けた議論において、地方自治の基本である住民自治と団体自治を憲法に明記すること。
- ・ また、参議院選挙区の合区の早期解消、地域代表制のあり方、国の政策決定への更なる地方参画、自治立法権・自治財政権の拡充・強化、などの議論を積極的に行うこと。

令和8年地方分権改革に関する提案募集に係る

全事項に共通して国に対処を求める意見

全 国 市 長 会

- 1 住民の利便性向上及び都市自治体の事務負担の軽減を図る観点から、現在、住民が市町村を経由して都道府県または国に対し、届出・申請等を行うこととされている事務については、市町村を経由せずに直接、手続が行えるよう、システムを整備するとともに、できる限り廃止すること。
- 2 都市自治体の現場によっては、深刻な人材不足等により、現行の制度設計では適切なサービスを提供できる体制を維持していくこと自体が困難である現状を国は受け止め、制度の趣旨は維持しつつも、持続可能な制度となるよう再構築し、またはデジタル技術の活用などによる柔軟で選択可能な基準を示すなど対策を講じること。
- 3 計画の策定等については、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、都市自治体の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。
- 4 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- 5 財源については、都市自治体に移譲された事務・権限の実施に当たり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないよう、必要総枠を確保し、国・都道府県から都市自治体に財源移譲すること。

- 6 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- 7 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。

重点事項提案数	51
全国市長会の意見 ※()は、特に意見を付した項目件数	38(5)

重点事項

- 1. 事務処理方法の見直し
- (1)事務の廃止等(申請手続、経由事務等)
- 3 住所変更等に伴う手帳等の記載事項変更の届出の廃止等

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
334	都城市	北海道、函館市、北見市、湯沢市、さいたま市、上尾市、越谷市、平塚市、尾張旭市、別府市、特別区長会	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には身体障害者手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等	—
335	都城市	北見市、湯沢市、さいたま市、上尾市、平塚市、尾張旭市、別府市	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には精神障害者保健福祉手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等	—
336	都城市	北見市、湯沢市、さいたま市、上尾市、川崎市、平塚市、尾張旭市、三重県、堺市、別府市	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には自立支援医療受給者証に係る記載事項変更の届出を不要とすること等	—
337	都城市	北見市、花巻市、湯沢市、さいたま市、上尾市、平塚市、名古屋市、宮崎市	住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には障害児福祉手当及び特別障害者手当に係る記載事項変更の届出を不要とすること	—
338	都城市	沼田市、さいたま市、上尾市、尾張旭市、八尾市、寝屋川市	特別児童扶養手当における記載事項変更の届出に係る都道府県への進達事務の明確化	—
340	都城市	さいたま市、川崎市、相模原市、小牧市、寝屋川市	教育・保育給付認定保護者が同一市町村内で居住地を変更した場合に住民基本台帳ネットワークシステムを活用し届出事項の変更届の提出を省略可能とすること	—

4 所得税等軽減に係る住宅用家屋証明及び住宅耐震改修証明の廃止

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
276	中核市市長会、茨木市	えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、名古屋市、豊橋市、小牧市、城陽市、寝屋川市、姫路市、斑鳩町、鹿児島市	所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止	—

5 被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
R7-52	福島市	札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、さいたま市、上尾市、八千代市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、飯田市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、斑鳩町、今治市、熊本市、特別区長会	被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化	—

6 法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたこととみなすこと

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
23	十津川村	岩手県、花巻市、郡山市、いわき市、さいたま市、川崎市、福井市、上田市、山口県、防府市、高松市、東温市	法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたこととみなすこと	住民負担及び自治体の事務負担の軽減は必要であり、提案の実現を求めるものであるが、当該届出事務を通して、執務の参考となる情報を得る貴重な機会となっている側面もある、との意見もあることから、検討に当たっては総合的に判断されたい。 なお、各種制度に基づく事務の連携や整合性が図られていないことに起因する業務の煩雑さや、合理化・効率化を阻む障害が生じている場合には、必要であれば法改正等を実施して適切な形に改善すればよく、提案募集はまさにそのためのツールであると認識している。

(2) 事務処理主体の変更(広域化、外部化等)

8 市区町村が行う障害年金を含む国民年金事務の日本年金機構への一元化

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
166	郡山市	えりも町、塩竈市、新庄市、須賀川市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川口市、八王子市、川崎市、魚沼市、小牧市、枚方市、笠岡市、広島市、高松市、松山市、大野城市、諫早市、熊本市、都城市	市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化	—
346	都城市	えりも町、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川口市、川崎市、須坂市、小牧市、稲沢市、四日市市、羽曳野市、広島市、大野城市、諫早市、熊本市	障害年金事務の日本年金機構への一元化等	—

10 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画の策定等の主体に都道府県を追加

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
162	山形市	岩手県、花巻市、北上市、高崎市、寒川町、島田市、彦根市、東温市	鳥獣被害対策に係る集落での指導等の実施主体の見直し	—

11 地域インフラ群再生戦略マネジメントにおける特例一部事務組合の活用

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
48	貝塚市、泉南市	熊本市	地域インフラ群再生戦略マネジメントにおける広域連携として特例一部事務組合が活用できること等の明確化	—

12 市町村税の賦課徴収に係る事務処理を都道府県が行うことを可能とすること

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
293	千葉県、成田市	花巻市、枚方市	市町村税の賦課徴収に係る事務処理を都道府県が行うことを可能とすること	—

13 マイナンバーカード発行事務の広域化等

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
1	白山市 【懸念】	えりも町、花巻市、白河市、さいたま市、三浦市、新潟市、半田市、寝屋川市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、佐世保市、熊本市	マイナンバーカードセンターの設置	総務省回答のとおり、提案の更新に係る事務は市町村において実施されるべきであると考え、本旨は、住民や自治体の負担軽減であることから、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ最終とりまとめ」も踏まえ、その実現に必要な実効的な対策を実施していただきたい。
142	川口市 【懸念】	えりも町、花巻市、さいたま市、新潟市、富士宮市、安来市、東広島市、高松市、新居浜市	マイナンバーカードの券面変更等の手続に係る実施主体に居所の都道府県を加えること	総務省回答のとおり、提案の更新に係る事務は市町村において実施されるべきであると考え、本旨は、住民や自治体の負担軽減であることから、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ最終とりまとめ」も踏まえ、その実現に必要な実効的な対策を実施していただきたい。

14 地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」について、中核市未満に対する計画策定の努力義務を廃止し、都道府県を計画策定・取組実施の主体とすること

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
14	玉野市	寒川町、島田市	「地方公共団体実行計画(区域施策編)」の策定について、中核市未満に対する努力義務を廃止し、都道府県を実施主体とすること	—

16 介護認定調査の法人委託先の拡大

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
15	湯梨浜町	花巻市、小諸市、岩美町、若桜町、智頭町、熊本市	介護認定調査の法人委託先の拡大	—

17 後期高齢者医療制度の一部負担金徴収猶予及び保険料徴収猶予に係る決定権限の市町村への移譲

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
255	横浜市	—	後期高齢者医療制度の一部負担金徴収猶予及び保険料徴収猶予に係る決定権限の市町村への移譲	—

(4) 事務の簡素化等

19 マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
313	指定都市市長会	えりも町、北上市、ひたちなか市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、姫路市、鹿児島市	マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等	—
330	指定都市市長会、広島市	えりも町、北上市、高崎市、寒川町、富士市、豊橋市、城陽市、豊中市、斑鳩町、鹿児島市	土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携	—

21 住所公告の廃止

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
314	指定都市市長会	宮城県、新潟市、豊橋市、大阪府、特別区長会	都市再開発法第28条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等	—
321	指定都市市長会、江戸川区	宮城県、大阪府	土地区画整理法施行令第21条で規定する選挙人名簿の公衆への縦覧の対象範囲の見直し	—
378	指定都市市長会	宮城県、横須賀市、新潟市、大阪府	マンションの再生等の円滑化に関する法律第25条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等	—

23 窓口DXSaaSと関連システムの連携要件の明確化

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
301	指定都市市長会、三重県	北見市、花巻市、北上市、郡山市、柏市、市原市、厚木市、八尾市、宍粟市、安来市、春日市、都城市、鹿児島市	窓口DXSaaSと関連システムの連携要件の明確化	—

24 動物取扱責任者に係る資格要件の審査主体の見直し

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
74	愛媛県、三重県、広島県、香川県、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、伊方町、松野町	北海道、岩手県、山形市、いわき市、さいたま市、船橋市、川崎市、名古屋市、滋賀県、堺市、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本市、宮崎県、沖縄県	動物取扱責任者に係る資格認定の審査主体の見直し	—

2. 地域におけるサービスの維持・向上

25 産後ケアに含まれる保育的支援の位置付けの明確化等

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
369	横浜市	高崎市、藤岡市、さいたま市、川越市、上尾市、神奈川県、新潟市、福井市、佐久市、小牧市、大阪市、三原市、高知県、佐世保市、熊本市	産後ケアに含まれる保育的支援の位置付けの明確化等	—

27 指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準等の緩和

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
27	大和村	北海道	指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し	—
28	大和村	北海道	指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等	—

28 市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
9	小牧市、福島市	北海道、花巻市、小諸市、熊本市	市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和	—

29 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の実施主体への社会医療法人ではない医療法人の追加

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
53	村上市	石川県、小野市	自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の実施主体への社会医療法人ではない医療法人の追加	—

3. 強い地域経済の構築

30 PPP（LABV 方式）を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業（法定建替）の適用拡大等

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
45	宝塚市	ひたちなか市、川崎市、稲沢市、熊本市	LABV方式を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業（法定建替）の適用拡大等	—

31 地域未来投資促進法に基づく市街化調整区域における開発許可の対象施設として産業団地周辺の物流業務施設を追加

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
358	高岡市	—	地域未来投資促進法に基づく市街化調整区域における開発許可の配慮の対象施設の追加	—

32 都道府県知事が行う農林水産物の輸出証明書発行業務の私人委託を可能にすること

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
76	愛媛県、広島県、徳島県、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、松野町	—	輸出証明書発行業務に係る私人委託を可能にすること	—

4. 昨年から継続して検討するもの

34 診療報酬や障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還に係る市町村負担の取扱いの見直し

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
R7-173	埼玉県	いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市	未回収の診療報酬返還金の国返還についての取扱いの見直し	高額な診療報酬返還金が生じるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすことから、提案の実現を求める。
R7-352	長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会	北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県	事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し	障害福祉サービスの利用者が増加傾向にある状況下においては、事業者の不正請求等事案に伴う返還金が多額になるおそれを十分にはらんでおり、それに伴い、市町村の行財政運営に少なくない影響を及ぼすと考えられるとの意見が寄せられており、提案の実現を求める。

35 特別支援教育就学奨励費等の支給対象となる保護者の要件の見直し

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
R7-193	茨城県、三重県	栃木県、川崎市、静岡県、大府市、大阪府、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県	特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し	—

36 社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
R7-241	ひたちなか市	花巻市、いわき市、佐倉市、川崎市、相模原市、大阪市、羽曳野市、兵庫県、安来市、新居浜市、東温市、大野城市、大村市	社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し	—

重点事項以外

管理番号	団体名	追加共同団体	提案事項名	本会整理
16	高知県、福島県、三重県、香川県、香美市、全国知事会	群馬県、岡山県、熊本市	IHEAT要員の任用要件の緩和	公権力の行使に当たる業務や身分保障を要する業務について地方公務員としての任用が必要となる点は理解するが、公権力の行使に当たらないなど業務の性質に応じて、より迅速かつ柔軟に要員を確保できる任用の在り方について検討を求める意見や、競合により保健所設置単位では人材確保が困難な状況に鑑み、都道府県において広域的に担う仕組みの構築を求める意見も寄せられており、提案の実現を求める。
63	池田町、福井県	花巻市、郡山市、いわき市、高崎市、さいたま市、川崎市、熊本市	森林の土地の所有者届出の一部廃止・簡素化	住民負担及び自治体の事務負担の軽減は必要であり、提案の実現を求めるものであるが、当該届出事務を通して、執務の参考となる情報を得る貴重な機会となっている側面もある、との意見もあることから、検討に当たっては総合的に判断されたい。 なお、各種制度に基づく事務の連携や整合性が図られていないことに起因する業務の煩雑さや、合理化・効率化を阻む障害が生じている場合には、必要であれば法改正等を実施して適切な形に改善すればよく、提案募集はまさにそのためのツールであると認識している。
69	栃木県 【懸念】	高崎市、富山県、豊橋市、三原市	確保すべき農用地の都道府県面積目標の管理手法の見直し	都道府県の裁量により、市町村別の面積目標や一般転用年間許容量の配分が行われた場合、市町村の土地利用調整や、既に都市計画、地域未来促進法に基づく土地利用、企業立地、公共施設再編等により地元調整が進められている開発計画等の進捗が市町村ごとの面積枠によって左右され、現場に混乱を来すおそれがあるということに対して懸念があり、慎重に検討されたい。
122	苫小牧市	えりも町、秋田市、いわき市、小諸市、浜松市、半田市、亀岡市、高松市、東温市、高知県	民生委員に係る推薦手続の見直しについて	推薦会の開催に係る自治体等の事務負担が大きくなっているという課題が深刻であることから提案の実現を求めるものであるが、民生委員推薦会が地域における幅広い視点から候補者の適格性を確認する役割を担うものであり、その機能は制度の適正な運用の観点から重要であるという意見もあることから、総合的に検討されたい。
138	宮城県、岩手県、白石市、大崎市、蔵王町、涌谷町、秋田県、栃木県、新潟県 【懸念】	えりも町、群馬県、彦根市、大阪府、兵庫県、岡山県、徳島県、熊本市	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく関係法令手続状況報告書作成に係る各法令担当者への照会を不要とすること等	自治体担当者への確認等を省略することにより、事業者自らが関係法令の該当性の判断を行い、その結果、判断を誤り、違法な工事に着手する可能性を生むことに繋がるのであれば、地域の安全や環境に影響が生じることが懸念されるため、慎重に検討されたい。ただし、事務手続を合理化し、自治体担当者の負担軽減に資する代替手段の検討などについて、引き続き、取り組んでいただきたい。
177	豊田市	花巻市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川崎市、福井市、上田市、島田市、山口県、熊本市	森林法に基づく森林の土地の所有者届出の廃止等	住民負担及び自治体の事務負担の軽減は必要であり、提案の実現を求めるものであるが、当該届出事務を通して、執務の参考となる情報を得る貴重な機会となっている側面もある、との意見もあることから、検討に当たっては総合的に判断されたい。 なお、各種制度に基づく事務の連携や整合性が図られていないことに起因する業務の煩雑さや、合理化・効率化を阻む障害が生じている場合には、必要であれば法改正等を実施して適切な形に改善すればよく、提案募集はまさにそのためのツールであると認識している。
182	熊本市、札幌市、仙台市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、広島市、北九州市	寒川町、兵庫県	基幹統計調査に係る事務について都道府県を経由せず国への直接提出等を可能にすること	既に、直接、政令指定都市等と連絡・調整を行っている等の事例もあるのであれば、同様に、全国統一的な基準・方法により確実に調査を実施する上で支障のない対象範囲の拡大等更なる検討を行い、事務の合理化、都市自治体の負担軽減を図られたい。
183	熊本市、仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市	伊賀市	地方公務員法第22条に規定する条件付採用期間の延長	採用後に十分な勤務実績が確認できないまま条件付採用が解除され得る現行の取扱いは、能力の実証に基づき適格性判断という制度の趣旨との関係で課題がある。 また、条件付採用期間は能力の実証に基づき適格性を判断する制度であり、事後的措置である分限処分とは趣旨を異にするため、これにより代替することは制度の趣旨に照らして十分とはいえない。 実際に、身分保障への配慮を前提としつつ、育児休業等により実証機会が著しく制約される場合に限り、例外的に上限を超えて延長できる仕組みを設けるなどの対応が必要である、との意見も寄せられており、提案の実現を求める。
184	熊本市、仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、広島市、福岡市	湯沢市、高知県	放課後等デイサービスにおける育児・介護に係る休暇取得の柔軟化	放課後等デイサービスにおいて、利用者の安全確保及び支援の質の維持が重要であるという点は理解するが、現場においては、人員配置基準との関係から、子の看護休暇及び介護休暇の取得が実質的に困難な状況にあるため、制度の趣旨を満たしつつ、現場において運営が円滑に持続可能なものとなるような方策を検討されたい。
186	熊本市、仙台市、千葉市、新潟市、名古屋市、広島市、北九州市	白河市、高松市、高知県	図書館システムの共通化	図書館サービスは、各館及び各自治体で独自性がある実態があるものの、標準化と異なり、共通化は、共通システムの利用を一律に自治体に義務付けるものではないことから、提案の実現を求める。
225	八王子市	川崎市、寝屋川市、三原市、熊本市	農地に設置する簡易なトイレに係る取扱いの明確化	提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。
260	埼玉県、福島県、さいたま市、川越市、越谷市、三重県	岩手県、宮城県、茨城県、日立市、名古屋市、豊橋市、福岡県	国民生活基礎調査に係る都道府県經由事務の廃止等	調査員のなり手不足に対応するため、オンライン回答の更なる推進、地域の実情に応じた回答方法の選択制の実施、準備調査に係る事務・システムの見直し、謝礼品の品目の見直し、担い手確保に向けた国の支援策の検討を求める意見も寄せられており、提案の実現を求める。
295	千葉県、秋田県 【懸念】	岩手県、群馬県、大阪府、岡山県	「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」の記載事項に係る確認方法等の見直し	自治体担当者への確認等を省略することにより、事業者自らが関係法令の該当性の判断を行い、その結果、判断を誤り、違法な工事に着手する可能性を生むことに繋がるのであれば、地域の安全や環境に影響が生じることが懸念されるため、慎重に検討されたい。ただし、事務手続を合理化し、自治体担当者の負担軽減に資する代替手段の検討などについて、引き続き、取り組んでいただきたい。

令和 8 年地方分権改革に関する提案募集に係る
全事項に共通して国に対処を求める意見

全 国 町 村 会

- ・人口減少下においても、町村に限られた人材で行政サービスを持続的に担い、地域の行政課題に沿った創意工夫を要する事務に注力できる体制を確保する必要がある。国は、政策立案に当たり事務処理の方法を検討する際は、このことを十分に考慮すること。

また、既存の計画の統廃合や経由事務の見直しにより、町村の事務負担の軽減に資する具体的な取組を進めるとともに、人材不足やデジタルの普及など社会情勢の変化に対応した事務処理方法の見直しなど、既存の事務のあり方を点検し必要な対応を行うこと。

- ・国が制度の創設・拡充等を行うに当たっては、計画等の策定を求める法令の規定や通知等を新設しないとする原則を遵守するとともに、専任職員の配置等について一律に義務付けを求めることは避け、町村の裁量の確保に十分配慮すること。
- ・町村に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から町村に財源移譲すること。

- ・技術系職員や福祉分野などにおける専門人材を町村が単独で確保することが困難な状況にあるため、他の事業者との連携による体制整備を推進するとともに、専門人材を確保し派遣する取組を推進すること。
- ・事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・地方公共団体が実施主体となる事業に対し、国が事業実施の有無や実施方法に関する判断を事実上制限することは、地方公共団体の自由度の向上を目指す地方分権改革の理念に反するため厳に慎むこと。特に、全国一律の基準により実施する給付金については、国が直接事務を行うこと。やむを得ず地方公共団体に対応を求める場合には、スケジュールや給付要件を早期に明示した上で、事務負担を最小限のものとするとともに、給付に係る事務費は国が全額負担すること。
- ・なお、国は、地方分権改革に関する提案募集における個別の提案への対応に留まらず、その提案趣旨を十分踏まえ、事務の廃止や統合、簡素化など制度の横断的な見直しを推進すること。

【重点事項と位置付けられた提案に係る全国町村会意見】

重点 番号	管理 番号	提案事項	求める措置の具体的内容	提案団体	追加共同提案団体	本会意見
4	276	所得税等軽減のための市区町村発行証明の廃止	所得税等軽減のための以下の市区町村発行証明の廃止 ①住宅用家屋証明書 ②住宅耐震改修証明書	中核市市長会、茨木市	えりも町、花巻市、北上市、ひたちなか市、高崎市、浜松市、名古屋市、豊橋市、小牧市、城陽市、寝屋川市、姫路市、斑鳩町、鹿児島市	提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
6	23	法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたこととみなすこと	令和6年4月1日より施行された改正不動産登記法による相続登記の義務化を契機として、農地法第3条の3及び森林法第10条の7の2第1項に基づく届出について、法務局における相続登記の完了をもって当該届出がなされたものとみなす規定(みなし規定)を設けることにより、自治体の事務負担及び住民負担の軽減を求めるもの。	十津川村	岩手県、花巻市、郡山市、いわき市、さいたま市、川崎市、福井市、上田市、山口県、防府市、高松市、東温市	提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
8	166	市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化	国民年金事務の日本年金機構への一元化。	郡山市	えりも町、塩竈市、新庄市、須賀川市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川口市、八王子市、川崎市、魚沼市、小牧市、枚方市、笠岡市、広島市、高松市、松山市、大野城市、諫早市、熊本市、都城市	提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

重点 番号	管理 番号	提案事項	求める措置の具体的内容	提案団体	追加共同提案団体	本会意見
8	346	障害年金事務 の日本年金機 構への一元化 等	国民年金法施行令に基づく障害年金に係る法定受託事務(市町村が行う 事務)について、年金事務所(日本年金機構)への窓口一元化を図るととも に、オンラインによる相談の受付・申請の導入を求める。	都城市	えりも町、ひたち なか市、高崎市、 さいたま市、川口 市、川崎市、須坂 市、小牧市、稲沢 市、四日市市、羽 曳野市、広島市、 大野城市、諫早 市、熊本市	提案団体の意見を十分に 尊重し、積極的に検討し ていただきたい。
16	15	介護認定調査 の法人委託先 の拡大	介護保険法第176条に「認定調査事務」を追加する、又は第24条の2におい て規定する「指定市町村事務受託法人」と同等の事務を国保連合会に委託 できるよう見直しを求めるもの。	湯梨浜町	花巻市、小諸市、 岩美町、若桜町、 智頭町、熊本市	提案団体の意見を十分に 尊重し、積極的に検討し ていただきたい。
19	313	マイナンバー 利用事務に不 動産登記事務 を追加すること 等	不動産登記事務をマイナンバー利用事務とし、登記所から市町村長への通 知事項にマイナンバーを追加していただきたい。 また、現行、通知事項とされている会社法人等番号(12桁)に加え、当該番 号を国において、法人番号(13桁)へ変換のうえ、法人番号(13桁)の形で 通知を行うこと、もしくは登記手続の際に登記名義人から法人番号の提出 を求め、通知事項に加え通知を行うこと、又は国の責任において、会社法 人等番号(12桁)から法人番号(13桁)への全国共通の変換仕様やツール を整備・提供することを要望する。	指定都市市 長会	えりも町、北上 市、ひたちなか 市、寒川町、富士 市、豊橋市、城陽 市、豊中市、姫路 市、鹿児島市	提案団体の意向及び関係 府省の回答を踏まえ適切 な対応を求める。
19	330	土地課税台帳 又は家屋課税 台帳の記載・ 訂正に係るマ イナンバーに よる情報連携	今後、国において登記とマイナンバーの紐付けを行う場合には、市町村が 登記所からの通知に基づき、土地又は家屋についての異動を土地課税台 帳又は家屋課税台帳(以下「課税台帳」という。)に記載・訂正するに当た り、所要の法令改正と地方公共団体向けの「税務システム標準仕様書」の 改版により、登記所からの通知項目にマイナンバーを加え、所有者のマイ ナンバーを含んだ情報により税務システムへのデータ取込、課税台帳への 自動反映ができるよう見直しを求める。	指定都市市 長会、広島 市	えりも町、北上 市、高崎市、寒川 町、富士市、豊橋 市、城陽市、豊中 市、斑鳩町、鹿児 島市	提案団体の意向及び関係 府省の回答を踏まえ適切 な対応を求める。

重点 番号	管理 番号	提案事項	求める措置の具体的内容	提案団体	追加共同提案団体	本会意見
27	27	指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2章第2条第1項ただし書の「入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、(略)第四号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。」という規定について、「入所定員が40人を超えない」という文言の撤廃又は入所定員の増員を求める。	大和村	北海道	提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
27	28	指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条第9項において、「第一項第六号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定されているところ、他の居宅介護支援事業者での勤務を可能とするなど柔軟な勤務を可能とするため、「常勤」の撤廃、「当該指定介護老人福祉施設」の撤廃、また、介護支援専門員に「介護支援専門員と同等の能力を有する者」などを追加することを求める。	大和村	北海道	提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
5	R7-52	被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化	被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。	福島市	札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、さいたま市、上尾市、八千代市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、飯田市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、斑鳩町、今治市、熊本市、特別区長会	提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。
34	R7-173	未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し	未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。	埼玉県	いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市	提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

重点 番号	管理 番号	提案事項	求める措置の具体的内容	提案団体	追加共同提案団体	本会意見
34	R7-352	事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し	障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。	長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会	北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県	提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。